

社会福祉法人東京児童協会 行動計画（次世代法）

東京児童協会は、職員の心身の健康は職員とその家族の幸福な生活と、活気のある職場づくりのために重要な課題であることを認識し、全職員の心身の健康づくりに取り組む。

従業員満足度を高め、従業員が安心して長く働き続けることができる環境を整えるために、さまざまな取り組みを行っていくため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：ワークライフバランスを実現するための環境整備を進める。

<対策>

- 平成29年 4月～ 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備
- 平成30年 4月～ 育児休業からのスムーズな職場復帰支援策を検討する
- 平成31年 4月～ 妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間5日以上とする。

<対策>

- 平成29年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成30年 4月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に2回行う
- 平成31年 4月～ 各園において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 平成32年 4月～ 社内広報誌などでキャンペーンを行う

目標3：育児休業の取得状況を次の水準にする。

1. 男性職員：計画期間内に1人以上取得する事。
2. 女性職員：計画期間中の取得率を80%以上に保持する。

- 平成30年 4月～ 本行動計画の策定に伴い、男性職員の取得を目指し、管理職を対象とした意識改革のための研修を行う。
- 平成31年 4月～ 前年度の取得状況をみながら、取得率を促進する為の措置について検討し、実施する。（取得希望者対象講習会等）